

初任者研修講義2

相談支援(障害児者支援)の基本的視点

本科目の内容と獲得目標①

【獲得目標(標準カリキュラム)】

- ① エンパワメント及び本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するにあたり、相談支援(障害児者支援)の基本的な姿勢について理解する。
- ② 利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。

【内容(標準カリキュラム)】

- ① 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現(ソーシャルインクルージョン)、②自立と社会参加、③当事者主体(本人中心支援)、意思形成及び表明の支援(意思決定支援)、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥セルフケアマネジメント、⑦リカバリー、⑧スティグマなどについて理解するための歴史的経緯を踏まえた講義を行う。
- ② 障害児者の生活支援に当たっては障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要な応じて医学モデル支援があることを理解するための講義を行う。加えて、障害者総合支援法に基づく支援と介護保険に基づく支援の異同と相互補完関係を理解する。

本科目の内容と獲得目標②

【内容(標準カリキュラム)】

- ③ バイステックの7原則(注1)等を活用し、相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。
- ④ 意思形成及び表明の支援における利用者理解の重要性について、CRPD第12条にも基礎づけつつ「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行い、相談支援の終結先としてのセルフケアマネジメントを理解する。また、意思形成及び表明の支援において障害のある相談支援専門員によるインタビューやアセスメントの重要性を理解する。
- ⑤ CRPD第16条にも基礎づけつつ、障害児者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。また、精神障害者、発達障害者や知的障害者等に対する拘束をなくすための国際的なベストプラクティスを理解する。
- ⑥ CRPD第2条、9条、21条及び24条に基礎づけつつ本人が持っている言語手段やその背景を理解する。
- ⑦ 障害児者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、経済基盤支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。
- ⑧ CRPD第7条、24条に基礎づけつつ、機会の平等とインクルーシブ教育の両面から、特に発達過程にある児童期の支援の重要性を理解するための講義を行う。

(注1) 対人援助にかかわる援助者に求められる7つの行動規範のこと。1. 個別化(利用者の生活問題の個性を理解する)、2. 意図的な感情表出(利用者の自由な感情表出を促すよう意図的にかかわる)、3. 統制された情緒的関与(援助者自身の感情を自覚的にコントロールして利用者に応答する)、4. 受容(利用者の「あるがまま」を受け入れる)、5. 非審判的態度(援助者の価値観によって利用者を一方的に非難しない)、6. 自己決定(利用者の自己決定を尊重する)、7. 秘密保持(利用者に関する情報を不必要に漏らさない)という7つの原則からなる。

講義上の留意点

① 研修全体を基盤となる価値・倫理についてを取り扱う科目である(「目的」に引き続き)。

❖ 価値・倫理の概要についてその内容を詳しく理解する。

② 後の科目や演習、実習を通じて、価値・倫理の側面から実践を検証する基本的となる科目である。科目間の連動に留意する。

❖ 「8つの視点」と具体的に数字を挙げているのはその理由からである。

本日の流れ（90分）

- ① 導入（島村）
 - ・ 本科目の獲得目標と内容、実施上の留意点
- ② 基本的視点 1～3（島村）
- ③ 基本的視点 4～8（熊谷）
- ④ まとめ（熊谷）

令和元(2019)年度 相談支援従事者指導者養成研修

相談支援(障害児者支援)の基本的視点

令和元(2019)年9月11日

沖縄大学(おきなわ障がい者相談支援ネットワーク)

島村 聡

東京大学

熊谷 晋一郎

導入

本科目の取り扱う内容を説明しつつ、初任者研修で獲得すべき以下の8つの基本的視点を提示する。

1 相談支援概論

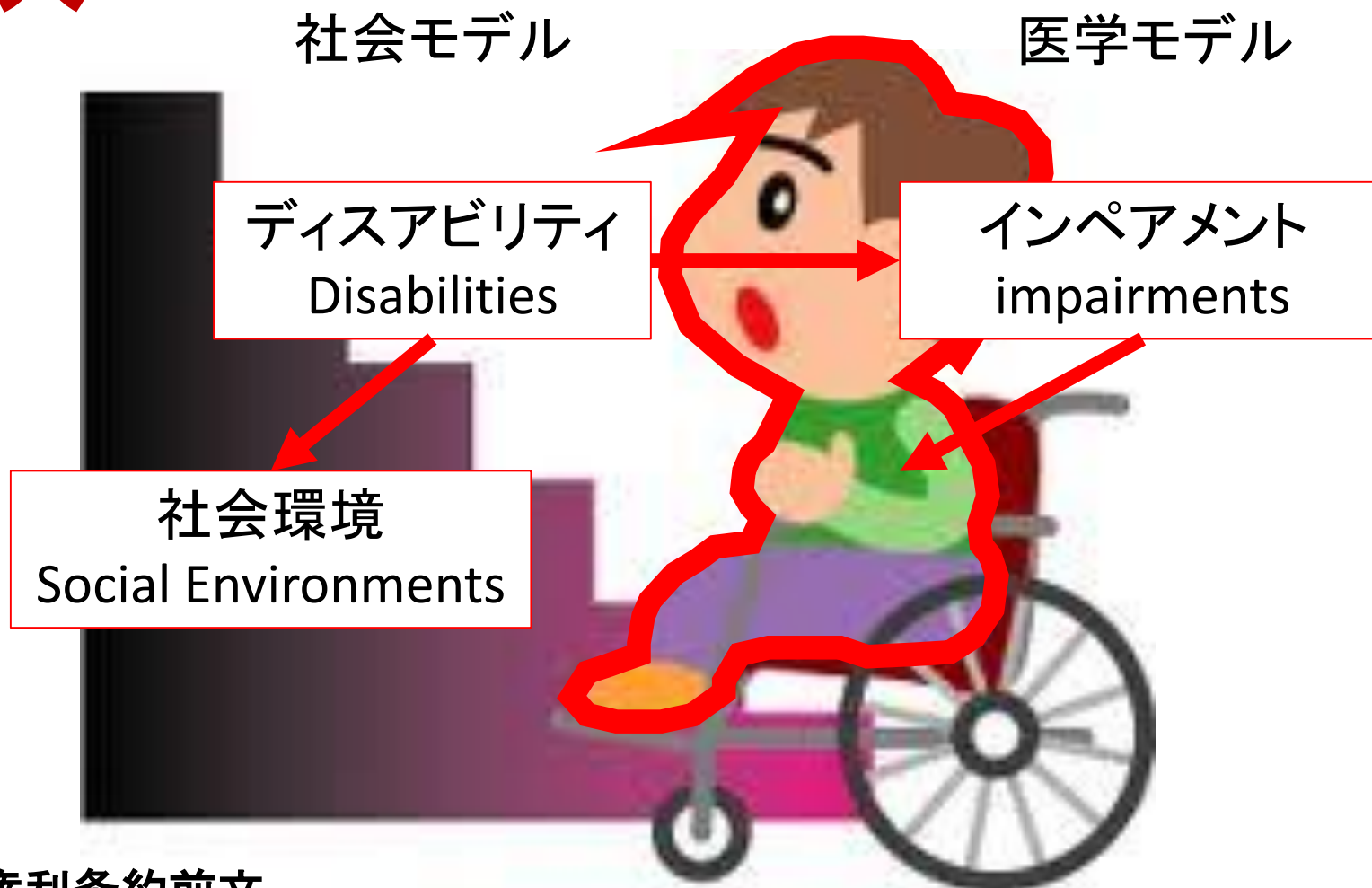
- ① 相談支援の目的 (Aim)
- ② 相談支援の基本的視点 (Basic concepts)
- ③ 相談援助技術 (Competency)
 - A) 相談支援をマクロな歴史やミクロな事例といった文脈の中に置くことで、支援の目的が見える(複眼的になるよう多様な歴史・事例を並べる必要あり)
 - B) 迷ったときや困難な時、大切な概念が実践を導く
 - C) 相談支援専門員が身につけるべき技能

2 基本的視点 (Basic concepts)

- ① 個別性の重視、② 生活者視点、QOLの重視、③ 本人主体、本人中心、④ 自己決定(意思決定)への支援、セルフケアマネジメントの支援、⑤ エンパワメント、リカバリーの視点、ストレングスへの着目、⑥ 権利擁護、⑦ 多職種連携・チームアプローチ、⑧ 地域づくり(コミュニティワーク)、スティグマへのアプローチ

※基本的視点⑦⑧は他科目で詳細に取り扱うため、本科目では提示のみ。

導入



障害者権利条約前文

「障害 (disability) が機能障害 (impairment) のある人と**態度**及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め…」

導入

態度に関する障壁 スティグマ

権力の下で、ラベリング・ステレオタイプ・
分離・社会的ステイタスの喪失・差別が
共起する現象 (Link & Phelan, 2001)

1. 公的スティグマ
2. 自己スティグマ
3. 構造的スティグマ

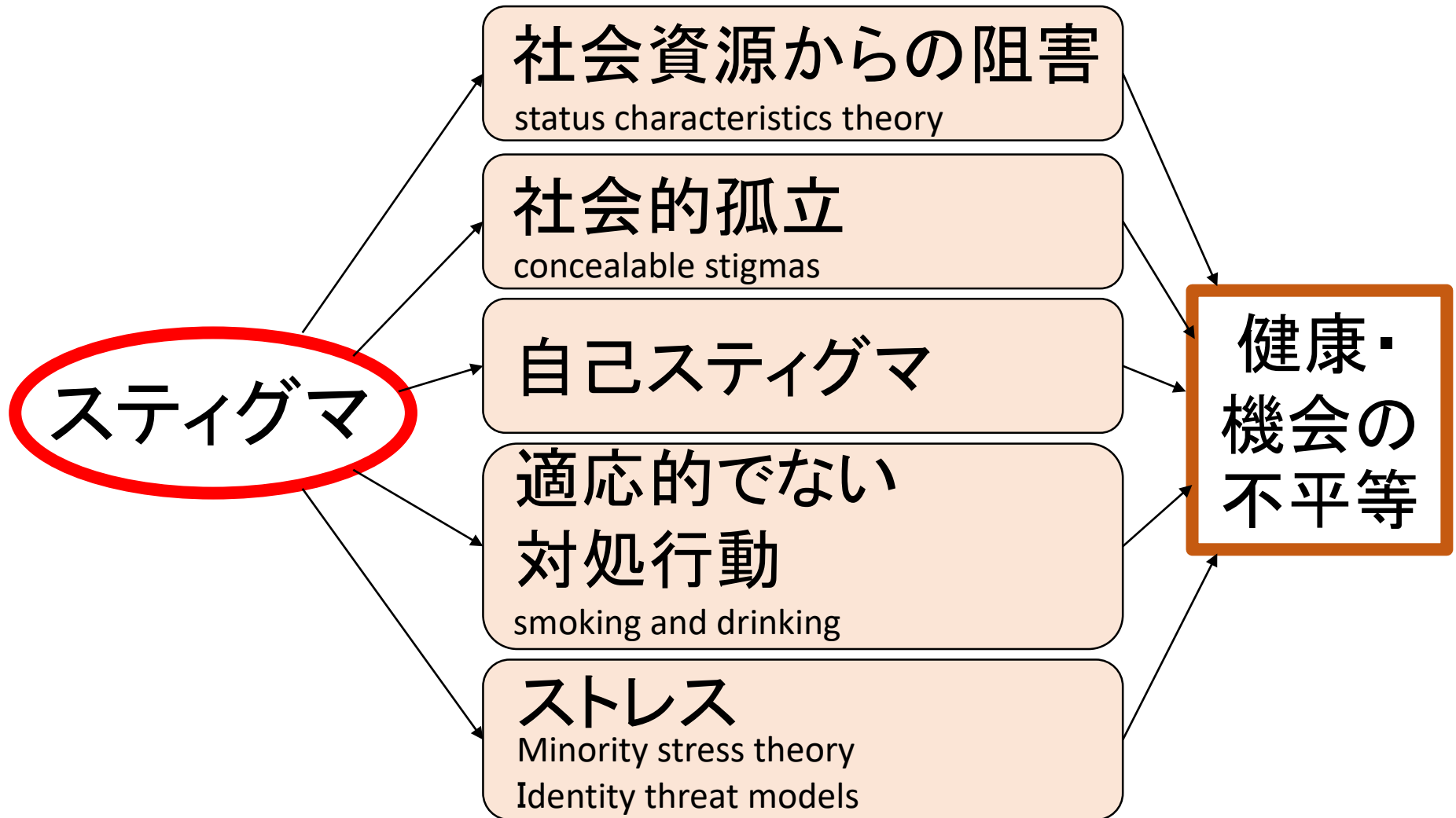
- ※帰属理論: 本人の努力や心がけで変えることができると誤って信じられている属性(見えにくい障害など)は、スティグマを負いやすい



Weiner, B., Perry, R.P., and Magnusson, J. (1988). An attributional analysis of reactions to stigmas. *Journal of personality and social psychology*, 55, 738-748.

導入

不平等を生み出すスティグマ



Hatzenbuehler, M.L., Phelan, J.C., and Link, B.G. (2013). Stigma as a fundamental cause of population health inequalities. *American Journal of Public Health*, 103, 813–821.

講義の趣旨

- 相談支援専門員はソーシャルワーク活動を担っている。
- 何のために相談援助をするのか？
- 何を心掛ければ良いのか？
- 基本となる視点とは何か？

相談支援専門員はソーシャルワーク活動を行う

- 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論で、改めて相談支援専門員がソーシャルワークの担い手として期待されていると示された。
- ソーシャルワークは、社会福祉活動全般を指す。もう一つの意味は、対人援助を通して、環境への様々な働き掛けを行い、利用者の社会生活を充実させていく社会福祉援助技術である。
- ソーシャルワーク専門職のグローバル定義には、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する」とある。
- **相談支援専門員は、利用者に寄り添うのであり、利用者の人生を主導するものではない。**

ソーシャルワークの歴史

久保紘章・副田 あけみ(2005)

「ソーシャルワークの実践モデルー心理社会的アプローチからナラティブまで」北海道:川島書店

● 1950年代以前(第1期:診断から意思・機能へ)

- 診断や症状を重視した「診断主義アプローチ」を批判するかたちで、相談機関の機能とクライアントの〈意思の尊重〉を重視する「機能派」が台頭
- 1950年代には、診断派と機能派の両者の折衷により「問題解決アプローチ」。

● 1960年代(第2期:個人から社会へ)

- 解放運動が活発化し、社会問題としての生活問題を個人のパーソナリティ問題に還元してしまいがちなソーシャルワークが、社会的解決を求めるクライアントを抑圧しているという批判がなされた。
- ①心理社会的アプローチ、②問題解決アプローチ、③機能派アプローチ、④行動修正アプローチ、⑤家族療法、⑥危機介入、⑦成人の社会化といった多様な実践モデルが乱立。

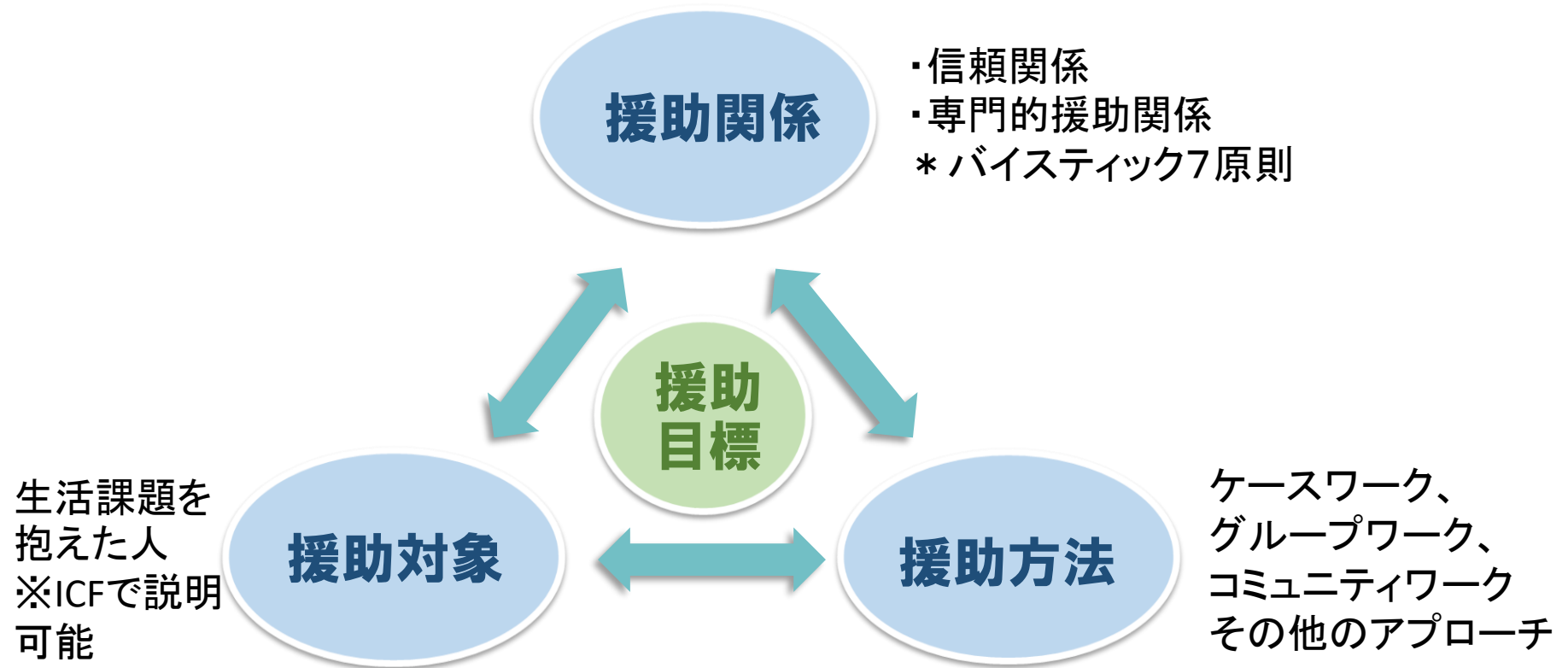
● 1970～1980年代(第3期:部分・単線から全体・複線へ)

- 生態学やシステム論に基づき、クライアントや、クライアントの置かれている状況を全体的・統合的に把握し、問題を直線的な因果関係で捉えるのではなく、諸要因の関係性の問題として捉えるソーシャルワーク論が登場し、主要な潮流となった。
- ゴールドシュタイン「一元化アプローチ」、ピンカスとミナハン「統合理論」、ジャーメインやギッターマン「生活モデル」、メイヤーやジョンソンらのエコシステム論に基づき、問題のアセスメントを重視するジェネラリスト・アプローチ。

● 1990年代(第4期:客観的評価から主観的な体験に基づく支援へ)

- ジェネラリスト・アプローチを補完する形で、フェミニズム・アプローチ、ストレングス・アプローチ、解決指向モデル(ソリューション・フォーカスト・モデル)、エンパワメント・アプローチ、ナラティブ・アプローチなどが発展。
- 共通しているのは、クライアントという**当事者の力・強みを尊重し、当事者による問題の定義付けや、状況の意味付け、目標の設定を重視する**点にある。

相談援助の構成(相談援助の理解のために)



生活課題を抱えた人に対して、専門的援助関係を結び、様々な援助技術を用いて、援助目標に向けクライアントとともに課題を乗り越えていく

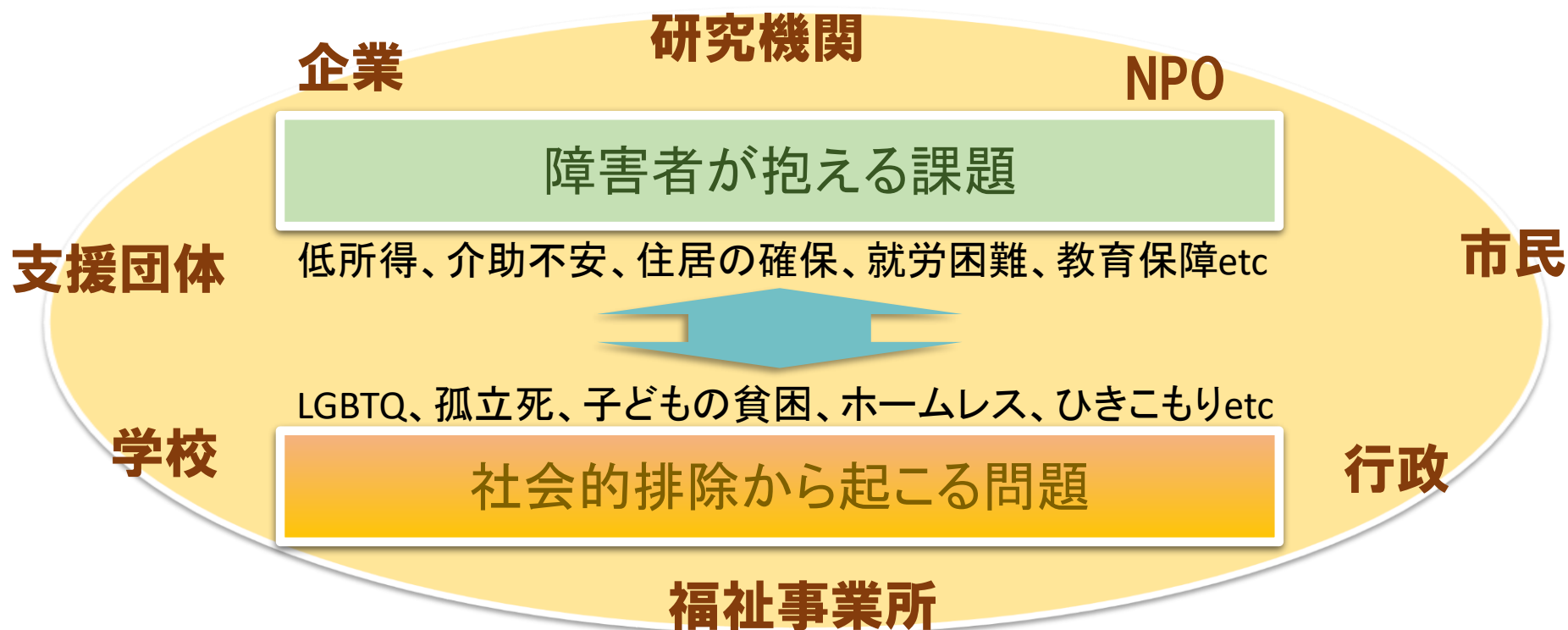
何のために相談援助をするのか？

- ソーシャルワークの目的は「一人ひとりの福祉（幸福）が実現される社会をつくること」にある。
- 相談支援専門員は、障害のある人とその周辺の幸福の実現を**ともに**目指すことが使命である。
- 利用者のエンパワメントと権利擁護の達成を目的とした活動である。
- よって、すべての障害者を対象としておらず、パワレスな状況にある者に焦点を当てて、そこに向き合い、ともに考え、権利侵害の状況から抜け出すことを支援する。

基本的視点追記

社会的包摂の実現（社会の再統合）

誰も排除しない社会の実現に向け、あらゆる人、団体と連帯を深め、新たなつながりの深い社会をつくる。



社会的包摂 (Social Inclusion) とは何か

- ソーシャルインクルージョンは、「すべての人々が共生する社会、誰一人排除しない社会を目指す」という理念である。
- そこには多様性の尊重があり、出自や国籍、性別、年齢、容姿、学歴、障害の有無などの分け隔てから完全に自由であることが求められる。
- いわゆる縦割りの発想から脱し、関連領域との協働を模索する姿勢が求められる。

制度や専門領域からではなく、利用者の置かれている社会における状況から、ニーズ及びその解決方法を探る

何を心掛ければ良いのか？

- 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」には、ソーシャルワーク専門職の拠り所が明確に規定されている。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

- 「障害者ケアガイドライン」が相談支援専門員の姿勢を示す。

障害者ケアマネジメントの基本理念

- (1) ノーマライゼーションの実現に向けた支援
- (2) 自立と社会参加の支援
- (3) 主体性、自己決定の尊重・支援
- (4) 地域における生活の個別支援
- (5) エンパワーメントの視点による支援

基本的視点は何か？

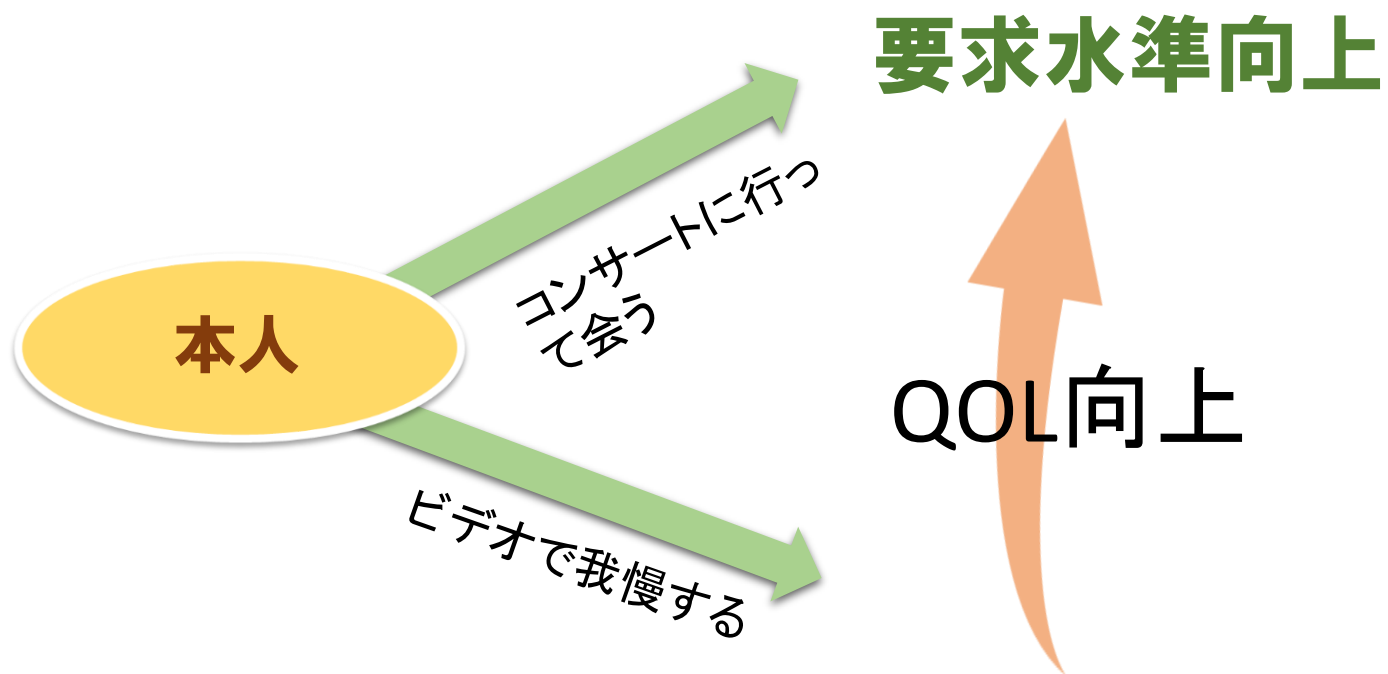
人権の尊重や社会正義の実現を前提として

- 生活者の視点（QOLの重視）
- 本人主体の視点（本人中心）
- エンパワメントの視点（当事者による社会変革）
- 個別化の視点（個性の尊重）
- 自立・自己決定の視点（意思決定支援）
- アドボカシーの視点（権利擁護）
- チームアプローチの視点（他職種連携） →他科目
- 地域づくりの視点（コミュニティワーク） →他科目

基本的視点1

生活者の視点 (QOLの重視)

人生の質を高めるための支援に積極的であること



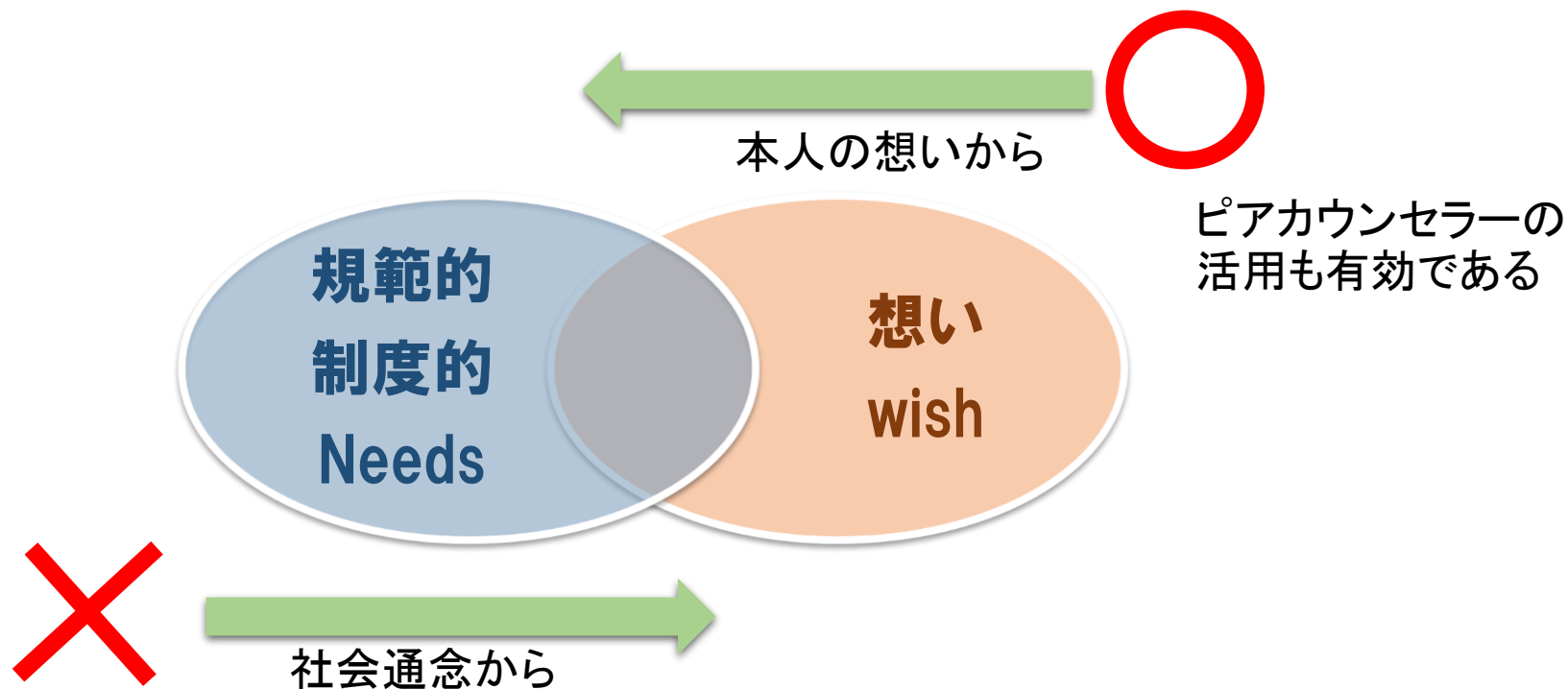
生活の質の向上とは

- ・Lifeは、①生命、命、生存、②生計、暮らし、暮らし向き、③人生、生涯、生き方、生き様という三重構造（森岡ほか 1993）
- ・支援者は利用者の要求水準を向上させるために、利用者と共に刺激し合い、より質の高い生き方をともに考える姿勢が求められる。
- ・陥りがちな例として、生活介護施設で予定していたピクニックが雨のため中止となったが、雨が降ったときの楽しみ方が用意されていないといったことがある。
- ・QOL向上を意図した継続的な支援が行われないと、利用者の自己肯定感を下げ、要求水準が上がらないため、サービスの水準も下がるという悪循環が起こる。

基本的視点2

本人主体の視点（本人中心）

社会通念や既存の制度から障害を捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「想い」を捉え、主体性を引き出す。



なぜ、本人主体の視点なのか

課題の解決からではなく、本人が出来ること、したいこと、好きなことに焦点をあてた支援を進める中でこそ、本人が主体的に課題を克服することができる。

その際に重要なのが本人の自己効力感の向上であり、周囲の肯定的な態度の中で、したいことに近づくために小さな成功を積み重ね、**あるいは、失敗を経験することでの学びを経て、結果が形となって表れることを知ることで前進が始まる。**

これが僅かな前進であっても、本人の自己効力感の向上が周囲にパワーをもたらし、そのパワーがさらに本人の社会への影響力を増大させていく。その始まりはすべて本人の思いからである。

本人主体の課題とは何か

制度上のサービスを適用することが通例となった温情主義の中で、どのようにして思いから出発した支援ができるか。

思いが読み取りづらい本人に、思いを表明していただく関わり方を支援者だけの主導でなく進めるにはどうするのか。

本人中心とは個人主義でも、支援者が本人をおもんばかることでもなく、「自己決定支援等を活用して、本人が関係者の支援を踏まえて・・・する」ことである(北野2013)。

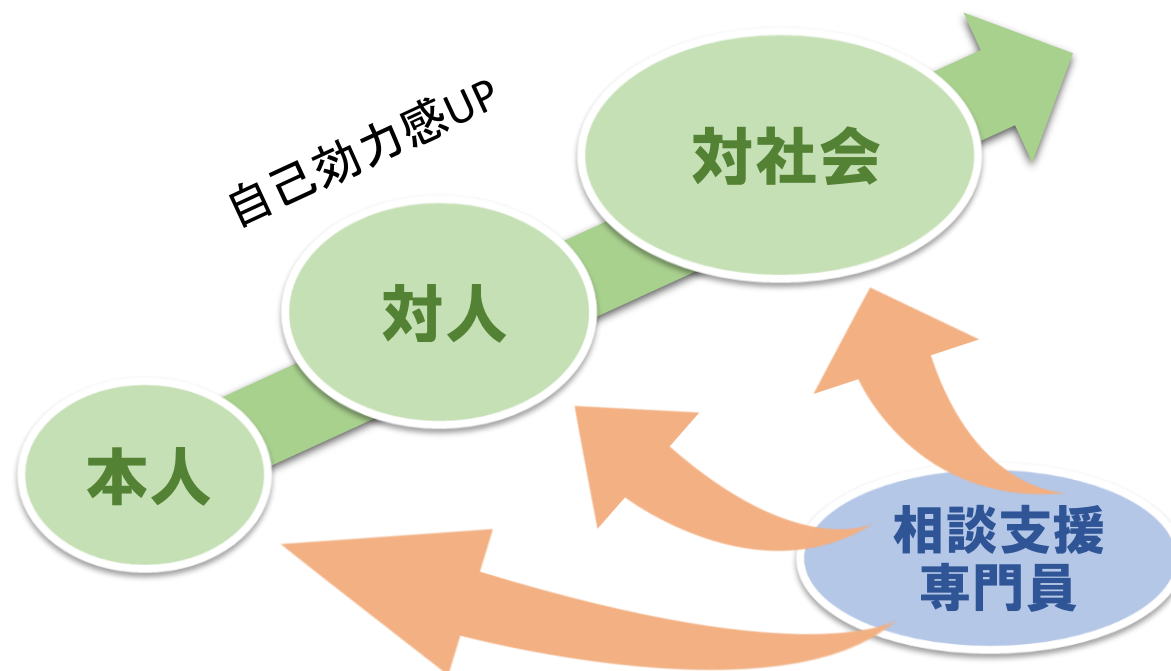
そのためには、支援者を含む社会全体との相互エンパワメント関係が展開されなければならない(同)。

あくまで本人を中心に据えた会議や本人の最善の利益に即した生活支援の実施により粘り強く本人のパワーを引き出していく。

基本的視点3

エンパワメントの視点（当事者による社会変革）

本人が周囲の人々や社会に働き掛け、社会を変えることで課題を解決していくために、環境に働き掛ける。



エンパワメントとは何か

- 「パワーの欠如した状態(powerlessness)は、個人、あるいはグループの目標を達成するために資源を獲得し、活用できないこと、価値ある社会的役割を遂行するための情報、知識、スキル、物質をマネジメントすることができないこと」(Solomon,1976:28)
- パワーにはレベルが存在する。個人的(個人的な事柄を解決したり影響を与える能力に関する感情や認知)、対人関係的(問題の解決を促す他者との経験)、そして環境的(セルフヘルプの努力を促進したり妨害する社会的制度)な3つのレベルである(Guitierrezら, 1998:10).
- ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である(ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 2014)。

ストレングスとエンパワメント

- スtrenグスとエンパワメントは似た概念なので整理が必要となることがある。学説や立場により解釈が異なることを前提として大まかな説明を行う。
- スtrenグスとは「人間の中にある逆境や苦難を乗り越えていく力、強さ」狭間(2001)である。ラップの定義では「エンパワメントとは、精神障害者が願望し、クライアントと専門家が共同して達成に当たる状態として使用している。ストrenグスモデルそれ自体がその過程を具体化する方法と視点である。
- エンパワメントをパワーが備わった状態とし、ストrenグスをその状態となるための方法や視点として整理している。
- スtrenグスモデルは本人や環境の持つ強さに着目し、その視点を活かして支援を組み立てることで、パワレスな状況から脱し、高い自己肯定感を得てエンパワメントに至る方法である。

なぜ、エンパワメント・アプローチなのか

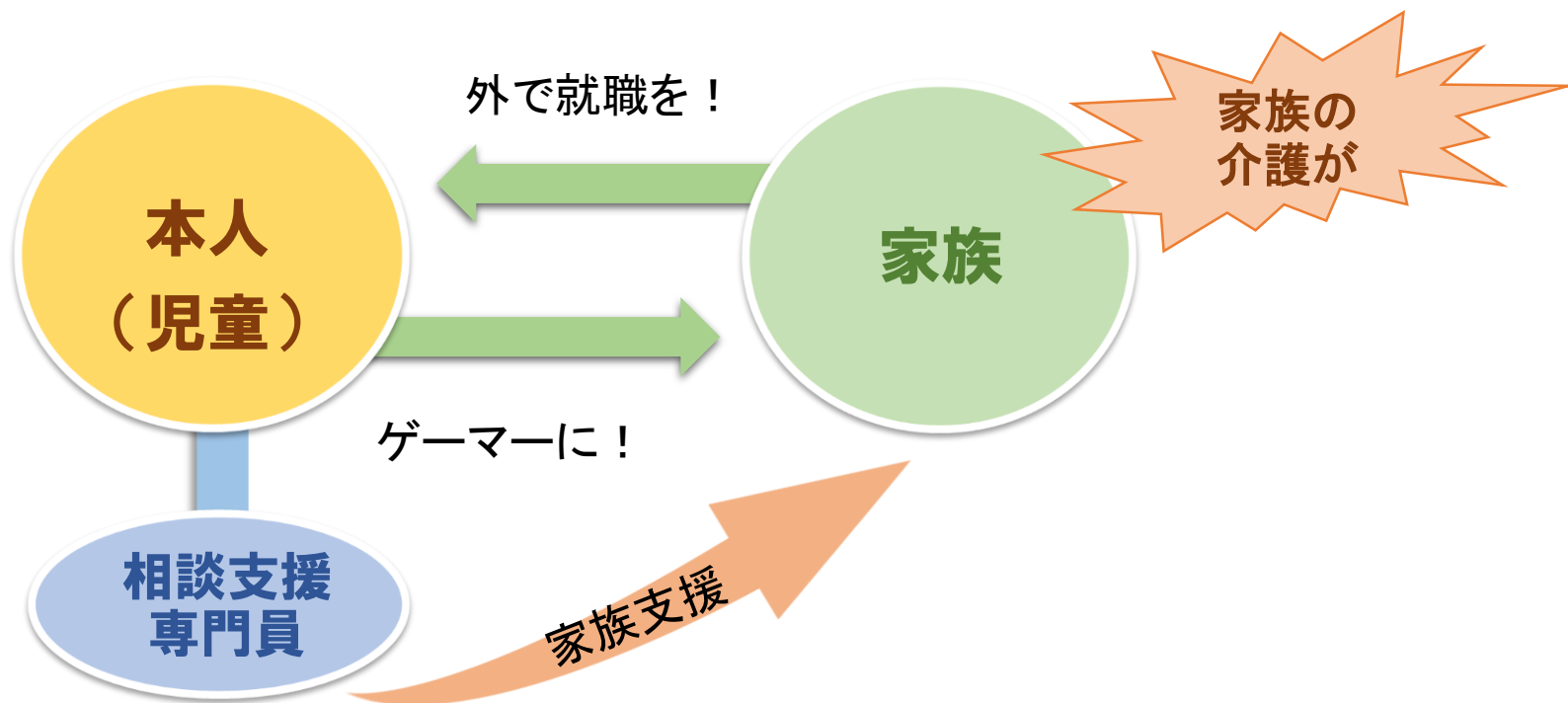
- ①相談支援者は、本人が主体性をもって自ら生きづらさを解消する行動をとるよう働き掛けている。
- ②相談支援者は、本人が地域社会との関係をつくるために、地域の社会資源を活用するよう働き掛けている。
- ③批判的意識を持つ相談支援者が本人とともに他者との関係改善や地域の変革に臨む強い姿勢を示している。
- ④相談支援者は、本人との対等性に配慮しながら、パートナーシップに基づいた働き掛けを行う。
- ⑤本人を信頼したパートナーシップにより、パワーの交互作用が生じ、相談支援者も自己効力感を高めている。

ピアカウンセリングや自立生活プログラムなど利用者の精神的サポートや自立のための情報提供を効果的に行う手法はエンパワメントの有力な手法である。

基本的視点4

個別化の視点（個性の重視）

画一的な価値観から本人を評価するのではなく、個性を活かした生き方を支援する。家族の人生も尊重する。



リカバリーとは

何年も奮闘してきた私たちにとっては、復元の話の流れは真実を含んではいません。私たちにとって、リカバリーは昔の自分に戻るわけではないのです。リカバリーとは、新しい自分になるための過程です。自分の限界を見つける過程なのです。しかし、限界が新たな可能性を広げていくのを発見する過程でもあります。復元ではなく、変化こそが私たちの道筋なのです。

W.アンソニー

リカバリーとは、個人の態度や価値(本人にとって大切なこと)、感情、目標、技術や役割が変化していく過程のことで、これはとても個人的で、人によって異なる過程である。精神の病気による制限があったとしても、何かに貢献し、希望にあふれ、満たされた生活を送る生き方である。リカバリーには、精神疾患による壊滅的な影響を乗り越え成長する中で人生についての新たな意味や目標が見いだされていくことが含まれる。

P.ディーガン

当事者によるリカバリーの再定義

1. Connectedness

仲間 (PEER)、支援、コミュニティ

2. Hope and optimism about the future

変化への動機付け、アスピレーション

3. Identity

反**スティグマ**、肯定的アイデンティティ

4. Meaning in life

困難の有意義性、**QOL**、**生活**の再建

5. Empowerment

責任、処理可能感、強みの自覚

Leamy, M., Bird, V., Le Boutillier, C., Williams, J., & Slade, M. (2011).

Conceptual framework for personal recovery in mental health: systematic review and narrative synthesis.

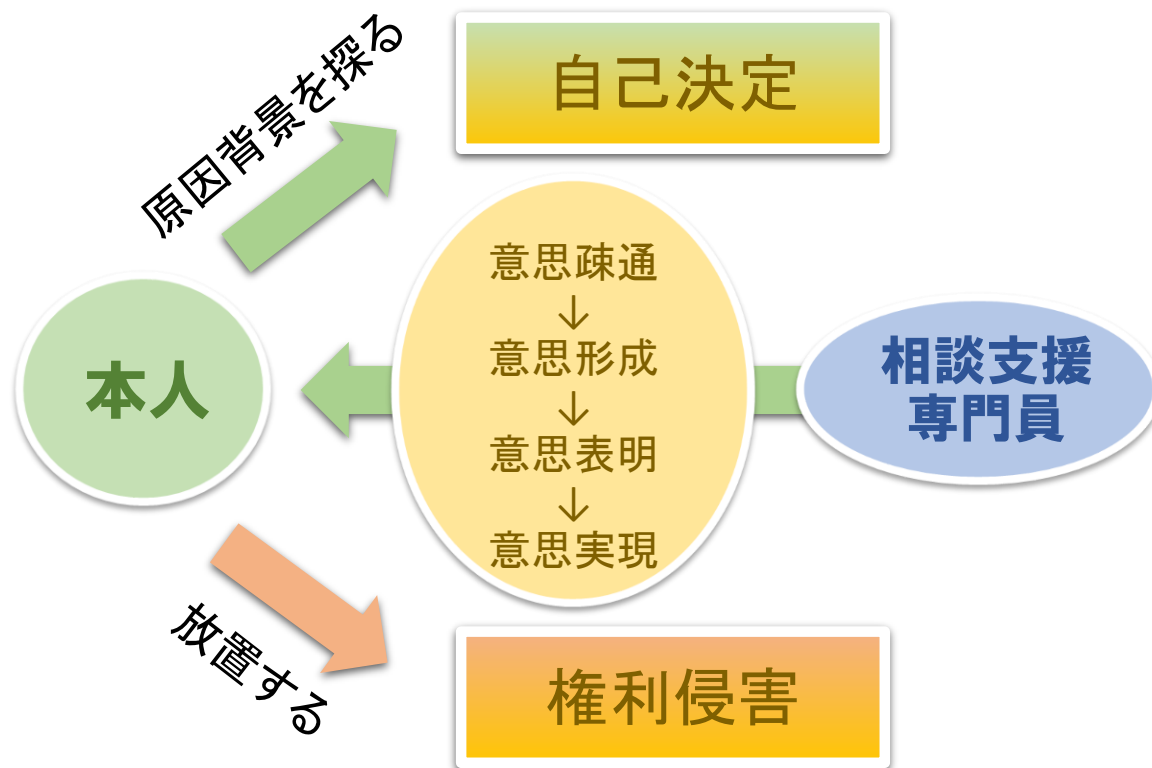
The British Journal of Psychiatry, 199, 445-452.

基本的視点5

自立・自己決定の視点（意思決定支援）

どんなに重い障害や困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定に導く。

重症心身障害で反応がない
 自傷他害を繰り返す
 精神医療から抜けられない
 アディクションが収まらない
 犯罪を繰り返す
 何度も約束を反故にする



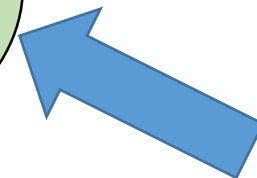
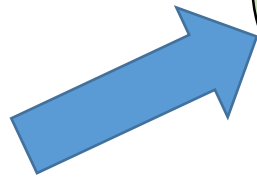
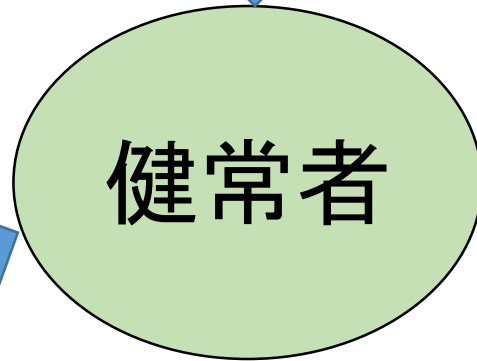
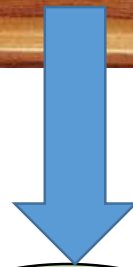
自立の反対語とは

依存？

参考文献

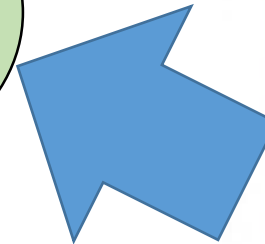
1. 熊谷晋一郎 (2017) 当事者の立場から考える自立とは, リハビリテーション研究, 170:8-10.
2. 熊谷晋一郎 (2016) 共同性と依存先の分散: 当事者、家族そして教師へのメッセージ, LD研究, 25(2):157-167.
3. 熊谷晋一郎 (2016) 発達障害当事者の「自立」と「依存」, 藤野博(編). ハンディBookシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ第7巻「発達障害のある子の社会性とコミュニケーションの支援」, 63-73, 東京: 金子書房.
4. 熊谷晋一郎 (2014) 自己決定論、手足論、自立—概念の行為論的検討, 田島明子(編), 「存在を肯定する」作業療法へのまなざし—なぜ「作業は人を元気にする！」のか, 16-35, 東京: 三輪書店.
5. 熊谷晋一郎 (2013) 依存先の分散としての自立, 村田純一 (編), シリーズ「知の生態学的転回: 人文科学のフロンティア」第2巻技術: 身体を取り囲む人工環境, 109-136, 東京: 東京大学出版会.





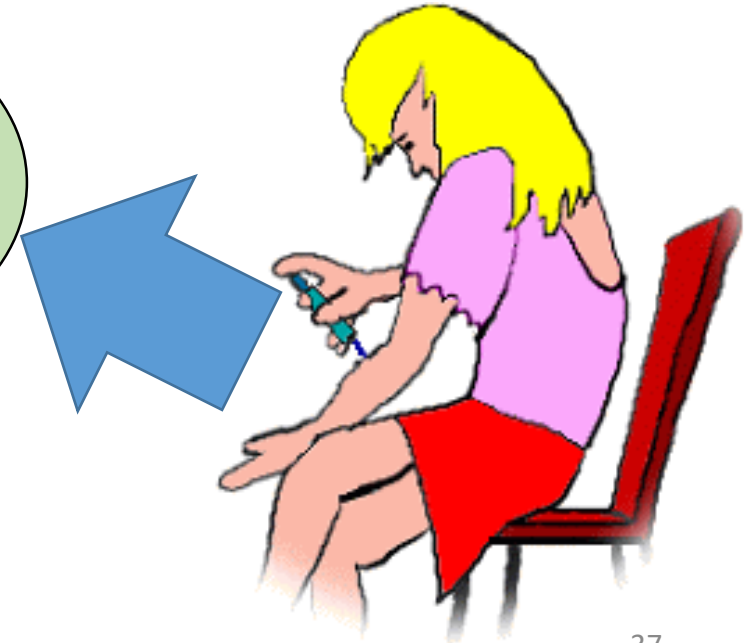


障害者





依存症者



自立とは依存先の分散

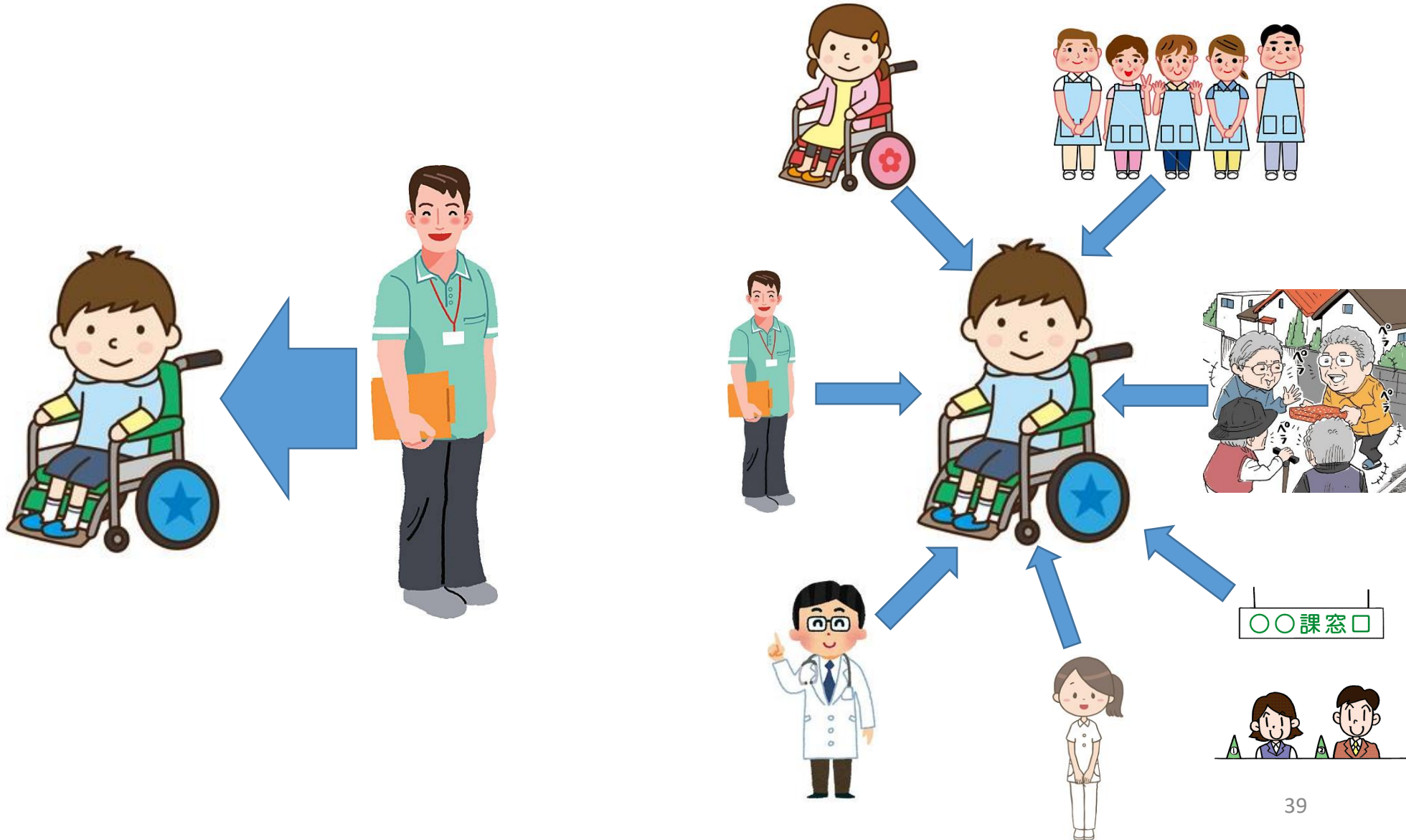


2日目に詳しく紹介する、

- ⑦ 多職種連携・チームアプローチ
- ⑧ 地域づくり(コミュニティワーク)

と深くかかわる。

終結としてのセルフケアマネジメント



意思決定支援とは

認知障害を持った人々（知的ないし発達障害、精神障害、認知症、後天的脳損傷その他、認知に影響しうる他の障害をもつ人々）が、平等に社会参加できるように、意思決定の手助けをすること。

意思決定支援の普遍主義

- 意思決定のための支援は、日常的に我々すべてが利用するものであり、大なり小なり決定を下すために、周囲の人間や、入手可能な情報、そして他の形の支援をみな使用する。
- かなりの量の支援を使う人々もいれば、より少ない支援を使う人もいて、それは個々人のニーズや好みの違いに影響される

障害者権利条約

2007年9月28日署名

2014年1月20日批准

2014年2月19日効力発生

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

- 国際的な人権関連の法律文書において初めて、法的能力への権利の定式化を与えたもの
- 後見人に関する法理と他の代理意思決定を、意思決定支援に置き換える責務を定める

適切な意思決定支援の(必要)条件

1. 意思実現(依存先の確保)
2. 意思疎通・意思表示(情報保障)
3. 意思形成①(人生全体の理解)
4. 意思形成②(選択経験の保障)

自立・自己決定の課題とは何か

樽井ら(2014)は、入所施設の支援者は意思決定に当たり、①生命・心身の安全と自由の尊重とのジレンマ、②制度的な背景がもたらす影響、③支援者側の意識の問題、④家族に関連する要因にジレンマが生じるとした。

明らかに本人にとって不利益であるとしても、その意思決定を尊重するのが原則だがそれをどこまでなら許容するのか。

意思を読み解くことがとても困難な障害者や児童の意思決定支援をどのように行い、自己決定であると主張するのか。

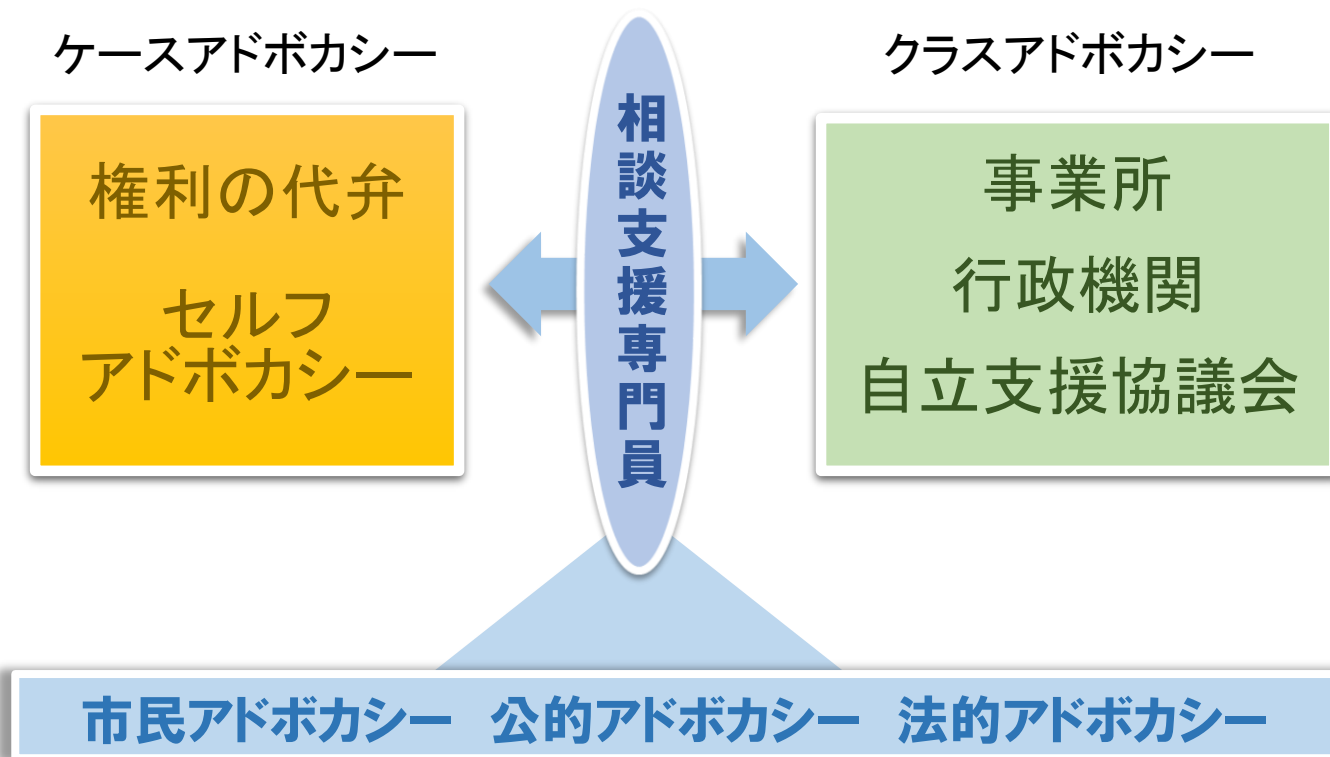
ガイドラインをより一層具体化した対応をノウハウとして集積しつつ、集団的意思決定の流れを組み入れていき、代行的な意思決定に陥らないことが大切である。

※ 樽井康彦・與那嶺司「知的障害者入所施設の支援者が経験する自己決定支援を巡る価値とジレンマ」2014

基本的視点6

アドボカシーの視点（権利擁護活動）

ケースアドボカシーとクラスアドボカシー双方に通じて、高いレベルでその人らしい暮らしを実現する。



権利侵害の代表例：障害者虐待 リスク要因一覧

加害者側の要因

- 親密さ
- ストレス
- 喪失と罪
- 障害についての知識の不足

環境要因

- 社会的排除
- 専門的支援への囲い込みと拡大家族の不在

アドボカシーの課題とは何か

本人が極めて閉鎖的かつ消極的でパワーを発揮することが困難なときに、どのようにして自己効力感を向上させるか。

奪われた権利を回復し、自らの人生を充実して過ごしていくためにどのような寄り添い方をしていくのか。

佐藤(2018)は、権利擁護活動には相談支援、法的支援、生活支援の3つの輪が重なり合う必要があるとした。

また、別の課題として倫理的ディレンマがある。利用者の利益を代弁するときに、それが所属事業所の批判になることがある。これを乗り越えるために多様なアドボカシーを駆使するのである。

相談支援専門員は市民オンブズマンや法曹界とも連携して、本人の権利擁護の実現に向けて活動をすべき位置にある。

※ 平野隆之ほか「権利擁護がわかる意思決定支援」ミネルヴァ書房2018 pp26-27

まとめ

- 相談支援の目標は一人一人の幸福であり、本人のエンパワメントと権利擁護にある。
- 本人主体の視点(本人中心)は、想いに沿った支援である。想いが見えなくてもそれを引き出すことから始める。
- 自立・自己決定の視点(意思決定支援)は、本人に意思決定能力があることを前提にする。意思表示が困難でもそれを周囲の協力を得て確認する。
- そのためにエンパワメント・アプローチを基本に本人とのパートナーシップを形成する。
- アドボカシーの視点(権利擁護)は、社会の側に変革を求めていく支援である。偏見や差別に対してあらゆる手段で対抗する。
- 本人が生きることの価値を感じていけるように、多様な人たちとの協働を常に模索していく。

参考文献

実用的なものを挙げました。

- 空閑浩人編著「ソーシャルワーク入門」ミネルヴァ書房(2009)
- 谷口明広・小川喜道・小田島明・武田康晴・若山浩彦「障害のある人の支援計画」中央法規(2015)
- 朝比奈ミカ・北野誠一・玉木幸則「障害者本人中心の相談支援とサービス等利用ハンドブック」(2013)
- 平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留「権利擁護がわかる意思決定支援」ミネルヴァ書房(2018)